

第4 重点監査事項

1 テーマ

公共事業に係る国庫補助金の事務費の執行について

2 監査目的

平成20年5月12日から16日にかけて以下のとおり会計検査院の検査が行われ、指摘事項がありました。

対象経費：国土交通省及び農林水産省所管補助事業に係る事務費（需用費、賃金、旅費）

検査対象年度：平成14年度から平成18年度

検査結果：不適正なものとして5,124万円余の指摘

このような状況を受け、国庫補助金の事務費の執行について、経理及び事務処理が会計法令等に基づき適正に行われているか、監査を実施しました。

3 監査対象

会計検査院が平成18年度執行分までを、会計局と関係部において平成19年度執行分をそれぞれ調査していることから、平成20年度執行の国土交通省及び農林水産省所管補助事業に係る事務費（需用費、賃金及び旅費）を対象とし、工事に係る事務費に限らず、国庫補助事業に係る需用費、賃金及び旅費も対象としました。

また、監査対象機関は、環境部、農政部、林務部及び建設部の予算主管課並びに環境部、農政部、林務部及び建設部の現地機関のうち、表2記載の23機関（地方事務所は1機関、組織改正があった事務所は旧事務所を含めて1機関として数えた。）を対象としました。

4 監査の視点

(1) 需用費の執行

ア 計画的な執行がなされているか

イ 会計処理は適切か

(2) 賃金の執行

ア 架空雇用がないか、雇用の事実を確認

イ 臨時職員の配置場所、業務内容が国庫補助事業と関連しているか

(3) 旅費の執行

ア 架空出張がないか、出張の事実を確認

イ 出張用務が国庫補助事業と関連しているか

(4) その他

会計検査院の指摘を受けてどのような事務改善を行ったか

5 監査結果

監査は定期監査と併せて調査しました。時間及び調査方法の制約もありましたが、重点監査事項に関する指摘事項、指導事項及び検討事項はなく、おおむね適正に事務が執行されていたと認められました。

(1) 需用費の執行状況

需用費については、会計検査院の指摘では、実際の納品が年度内に行われていないことが不適正な処理である、とされていることなどから、3月から出納整理期間である5月までの支払（以下「年度末支払」という。）が適正になされているかを重点に調査しました。

調査は、支払が年度末に集中していないか、年度末の支払が特定の業者に集中していないか、さらに、それが財務規則で一者からの見積書で随意契約ができることになっている10万円未満の契約に集中していないか、という観点で行いました。

その結果の集計は表1のとおりで、課所別一覧は表2のとおりです。

表1 平成20年度需用費(国庫補助事業費が含まれる予算科目)の執行状況

項目		件数		金額	
年間執行件数及び金額	A	6,224件	—	297,265千円	—
A中、年度末支払分	B	894件	B/A 14.4%	41,713千円	B/A 14.0%
B中、件数が最大の1業者分	C	124件	C/B 13.9%	10,125千円	C/B 24.3%
C中、10万円未満分	D	108件	D/C 87.1%	3,160千円	D/C 31.2%

(参考) 平成18年度需用費(国庫補助事業費が含まれる予算科目)の執行状況

項目		件数		金額	
年間執行件数及び金額	A	6,432件	—	314,845千円	—
A中、年度末支払分	B	1,063件	B/A 16.5%	54,504千円	B/A 17.3%
B中、件数が最大の1業者分	C	133件	C/B 12.5%	11,973千円	C/B 22.0%
C中、10万円未満分	D	113件	D/C 85.0%	3,512千円	D/C 29.3%

需用費の執行状況を平成20年度と18年度で比べると、20年度は件数的にも金額的にも年度末支払分の比率が低下しており、より計画的に執行されていました。年度末支払分の内容は光熱水費、年間購読の専門雑誌等の購読料、集中購買の支払等に充てられていて、C欄の業者は公用車や庁舎の燃料を単価契約している業者であった機関が多数を占めました。例えば、表2で20年度の建設部建設政策課の最大の1業者分の金額割合が80.7%と高いのは県庁舎の電気代を負担しているため、上伊那及び北安曇地方事務所農政課で年度末支払分の金額割合が30%超と高いのは合同庁舎の燃料代を年度末に負担しているためでした。

また、これらの事務手続については、担当からの聞き取りと証拠書等の確認による調査をした結果、問題はありませんでした。

(2) 賃金の執行状況

賃金についてはそれぞれ、雇用伺いや社会保険加入関係の書類により、雇用の事実を確認しました。また、雇用した職員は国庫補助事業に係る係に配属されていました。なお、庶務を行っている課・係に配属された職員で、その担当業務が国庫補助事業以外に及ぶ者については当該部分を県単独事業費から支給していました。

(3) 旅費の執行状況

旅費については、件数が多数あることから、国庫補助事業が含まれている予算科目から支給された旅費4,102件のうち、3,281件を抽出して調査しました。

旅費は公用車による出張の場合は支給されないことから、その多くは必要な知識を修得するための研修や県庁での打合せのための出張でした。内容を確認したところ、出張の事実は復命書等で確認できました。また、会計検査院の指摘により、補助事業の事務費を充てるべきでないとされた一般研修や辞令交付のため旅費で、会計検査前に補助事業の事務費から支払がされていたものは、その後すべて科目訂正がされていました。

(4) その他

会計検査院の指摘後の事務改善の状況ですが、各部主管課から留意事項が文書通知により国庫補助事業の事務費の執行に対し、注意を促して、各所ではその通知に従って事務を行っていました。そして、ひとつの予算科目に補助事業と県単独事業の予算が混在する農政部においては、事業ごとに支払を経理していました。具体的には、今回調査を行った需用費、賃金及び旅費以外の役務費や使用料においても、たとえば郵送料に係る経費やコピーに係る経費を事業ごとに按分するため、郵便切手受払簿に事業名を記入することとしたり、コピーカードを補助事業分と県単独事業分に分けるなどしていました。

6 総括意見

平成20年度の国庫補助事業の事務費について監査をした結果、本来の目的に使われていないなどのものはありませんでした。事務処理についてもおおむね適正に行われているものと認められました。

また、各部局で事業ごとに経理を行う、出張にあたっては用務の内容を具体的に旅行命令票に記入するなど工夫して、補助事業の目的にかなった使途とするような事務処理体制を構築していました。

しかし、現実の事務執行の姿から見たときに、このような「補助事業ごとの予算執行」は大変複雑で膨大な事務処理を余儀なくされています。県、更に市町村においては一人の職員がいくつもの事業を担当しており、事務費についても同様に区分できないのが実態です。区分できない場合は按分で費用負担する方法がとられていますが、これについて明確な基準はありません。このため、国庫補助事業の事務費のあり方及び考え方について抜本的な改善を国に要望していく必要があると考えます。

表2 平成20年度 需用費(国庫補助事業費が含まれる予算科目)の課所別執行状況 (単位:件、千円)

機 関 名	年間執行件数及び金額 A		A中、年度未支払分 B		B中、最大の1業者分 C		C中、10万円未満分 D		割合 B/A		割合 C/B		割合 D/C	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
環境部環境政策課	139	2,806	20	719	2	17	2	17	14.4%	25.6%	10.0%	2.4%	100.0%	100.0%
農政部農業政策課	740	61,920	140	11,522	13	253	13	253	18.9%	18.6%	9.3%	2.2%	100.0%	100.0%
林務部森林政策課	445	33,042	57	3,442	4	164	3	57	12.8%	10.4%	7.0%	4.8%	75.0%	34.8%
建設部建設政策課	402	51,683	11	4,659	2	3,758	0	0	2.7%	9.0%	18.2%	80.7%	0.0%	0.0%
佐久地方事務所(農政課)	165	4,242	22	657	1	227	0	0	13.3%	15.5%	4.5%	34.6%	0.0%	0.0%
〃(農地整備課)	124	3,643	16	335	2	112	2	112	12.9%	9.2%	12.5%	33.4%	100.0%	100.0%
〃(林務課)	116	5,926	31	910	3	111	3	111	26.7%	15.4%	9.7%	12.1%	100.0%	100.0%
諏訪地方事務所(農政課)	136	2,514	25	695	4	96	4	96	18.4%	27.6%	16.0%	13.8%	100.0%	100.0%
〃(農地整備課)	106	3,435	12	550	2	199	1	40	11.3%	16.0%	16.7%	36.2%	50.0%	20.1%
〃(林務課)	128	5,295	15	528	2	138	1	37	11.7%	10.0%	13.3%	26.2%	50.0%	26.6%
上伊那地方事務所(農政課)	161	3,052	32	923	5	65	5	65	19.9%	30.3%	15.6%	7.0%	100.0%	100.0%
〃(農地整備課)	164	4,049	20	420	2	110	2	110	12.2%	10.4%	10.0%	26.2%	100.0%	100.0%
〃(林務課)	243	10,009	41	1,906	1	641	0	0	16.9%	19.0%	2.4%	33.6%	0.0%	0.0%
木曾地方事務所(農政課)	98	1,707	14	455	3	192	2	5	14.3%	26.7%	21.4%	42.3%	66.7%	2.7%
〃(農地整備課)	83	2,936	13	275	2	44	2	44	15.7%	9.4%	15.4%	16.0%	100.0%	100.0%
〃(林務課)	196	4,167	37	678	4	104	4	104	18.9%	16.3%	10.8%	15.3%	100.0%	100.0%
北安曇地方事務所(農政課)	106	2,038	20	751	5	61	5	61	18.9%	36.8%	25.0%	8.2%	100.0%	100.0%
〃(農地整備課)	143	2,682	38	466	8	162	8	162	26.6%	17.4%	21.1%	34.7%	100.0%	100.0%
〃(林務課)	166	6,565	23	1,072	3	35	3	35	13.9%	16.3%	13.0%	3.2%	100.0%	100.0%
北信地方事務所(農政課)	150	2,529	18	274	4	60	4	60	12.0%	10.8%	22.2%	21.9%	100.0%	100.0%
〃(農地整備課)	159	5,536	26	664	7	407	7	407	16.4%	12.0%	26.9%	61.4%	100.0%	100.0%
〃(林務課)	136	5,812	30	859	3	212	3	212	22.1%	14.8%	10.0%	24.7%	100.0%	100.0%
千曲川流域下水道建設事務所	114	2,899	19	384	2	25	2	25	16.7%	13.2%	10.5%	6.6%	100.0%	100.0%
佐久建設事務所(旧南佐久建設)	176	6,624	20	1,048	2	63	2	63	11.4%	15.8%	10.0%	6.0%	100.0%	100.0%
〃(旧佐久建設)	148	5,987	13	340	2	209	0	0	8.8%	5.7%	15.4%	61.4%	0.0%	0.0%
諏訪建設事務所	118	8,507	12	843	2	295	0	0	10.2%	9.9%	16.7%	35.0%	0.0%	0.0%
伊那建設事務所	279	5,973	28	1,108	1	420	0	0	10.0%	18.5%	3.6%	37.9%	0.0%	0.0%
木曾建設事務所	99	4,676	9	462	2	128	2	128	9.1%	9.9%	22.2%	27.7%	100.0%	100.0%
安曇野建設事務所	167	4,586	18	347	5	209	4	89	10.8%	7.6%	27.8%	60.2%	80.0%	42.6%
大町建設事務所	112	3,928	17	280	4	72	4	72	15.2%	7.1%	23.5%	25.5%	100.0%	100.0%
千曲建設事務所	96	2,884	8	360	3	95	3	95	8.3%	12.5%	37.5%	26.4%	100.0%	100.0%
須坂建設事務所	130	4,511	15	364	2	54	2	54	11.5%	8.1%	13.3%	14.8%	100.0%	100.0%
北信建設事務所(旧中野建設)	139	7,211	25	1,626	10	901	9	375	18.0%	22.6%	40.0%	55.4%	90.0%	41.6%
〃(旧飯山建設)	106	5,488	21	1,014	4	135	4	135	19.8%	18.5%	19.0%	13.3%	100.0%	100.0%
犀川砂防事務所	74	1,995	11	461	1	214	0	0	14.9%	23.1%	9.1%	46.4%	0.0%	0.0%
姫川砂防事務所	69	3,170	9	166	1	61	1	61	13.0%	5.2%	11.1%	37.0%	100.0%	100.0%
土尻川砂防事務所	91	3,238	8	151	1	77	1	77	8.8%	4.6%	12.5%	51.0%	100.0%	100.0%
計	6,224	297,265	894	41,713	124	10,125	108	3,160	14.4%	14.0%	13.9%	24.3%	87.1%	31.2%

注 本表は各機関の支出負担行為状況表から抽出したもので、国庫補助事業が含まれている科目のみが集計対象である
B欄は年度末3月から5月末の出納閉鎖までの支出負担行為分であり、出納閉鎖が4月末である現地機関は3～4月の支出負担行為分である
C欄はB欄期間中に支出負担行為をした相手方の中で、件数が一番多かった相手方の件数と金額である
D欄はB欄期間中に支出負担行為をした相手方の中で、件数が一番多かった相手方を超す支払いが含まれている場合がある

第5 付帯調査事項

1 テーマ

高等学校の学校徴収金等について

2 調査目的

平成19年5月の飯田長姫高等学校職員によるPTA会費など私費会計※1の金銭着服事件に続き、平成20年9月にも、更級農業高等学校において職員が架空の点検業務等を発注して財務オンライン端末を操作し、公費をだましとったとする電子計算機使用詐欺と、学校徴収金※2を着服したとする業務上横領の不祥事が発生しました。

このため、本年度の定期監査においては、再発防止のけん制を与えるとともに、今後の事務の適正化に資することを目的に、公費に準じた注意義務が要求される学校徴収金等に関して、定期監査の付帯調査としてその管理や事務処理等の調査を実施しました。

※1 「私費会計」とは、県の歳入歳出に含まれない会計で、県立高校において、その会計事務に教職員が携わる、PTA、同窓会等の団体会計及び修学旅行積立、学年費等の預り金会計

※2 「学校徴収金」とは、私費会計の収入とするため、団体等からの徴収委任等に基づき、学校が保護者から徴収する金銭

3 調査対象

高等学校(86校)における学校徴収金等は、学校長名等で徴収され、学校職員が事務を行っている場合があり、その取扱いには公金に準じる注意義務が求められることから、次に掲げる私費会計に係る平成20年度の徴収、管理及び支出に関する事務を対象としました。

(1) 生徒会会計

(2) クラブの後援に関する会計

(3) PTA会計

(4) 学年費会計

その他特に必要があると認められる会計についても調査しました。

4 調査結果

付帯調査事項に関しての指摘事項及び検討事項はありませんでしたが、指導事項に該当したものは1件あり、「第2 監査の結果」に記載しました。当該事項については、調査実施機関に対し、文書により指導し改善を促すとともに、処理状況の回答を求めました。

なお、指導事項に係る機関以外においては、おおむね適正に事務が執行されていたと認められました。

(1) 生徒会会計の状況

会計代表者(預金通帳の名義人)は、教諭が48校(55.8%)で最も多く、次いで校長(25校、29.1%)、教頭(8校、9.3%)、事務長(4校、4.6%)、講師(1校、1.2%)の順となっています。預金通帳の届出印は、会計代表者の個人印を77校(89.5%)で、団体職印を9校(10.5%)で使用しており、施錠が可能な機の引出(85校)又は事務室の金庫(1校)に保管されています。預金通帳は、届出印を保管する者以外の者が施錠できる場所において保管しており、届出印とは別々に管理されています。

また、会計の管理に関する状況は下表のとおりです。

区 分	収入・支出帳票		決 算 書		会計監査
	伝 票	決 裁	作 成	報 告	実 施
あ り	76 (88.4%)	73 (84.9%)	86 (100%)	86 (100%)	86 (100%)
な し	10 (11.6%)	13 (15.1%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

収入・支出にかかる伺い簿が作成されていない高校は10校(11.6%)あり、また、作成されている高校3校を含む13校(15.1%)で決裁回議が行われていませんでした。決算書は全校で作成されており、生徒総会や職員会で決算報告が行われていましたが、さらに保護者へ文書で通知している高校もありました。会計監査は全校で実施されており、会計監事(生徒)の監査のほか、校長や教頭、事務長及び保護者による監査等を実施している高校もありました。

(2) クラブの後援に関する会計の状況

会計代表者(預金通帳の名義人)は、校長が71校(89.9%)で最も多く、次いで事務長(4校、5.0%)、教頭(3校、3.8%)、教諭(1校、1.3%)の順となっています。預金通帳の届出印は、会計代表者の個人印を78校(98.7%)で、団体職印を1校(1.3%)で使用しており、施錠が可能な機の引出に保管されています。預金通帳は、届出印を保管する者以外の者が施錠できる場所において保管しており、届出印とは別々に管理されています。

また、会計の管理に関する状況は下表のとおりです。

区 分	収入・支出帳票		決 算 書		会計監査
	伝 票	決 裁	作 成	報 告	実 施
あ り	78 (98.7%)	78 (98.7%)	78 (98.7%)	78 (98.7%)	76 (96.2%)
な し	1 (1.3%)	1 (1.3%)	1 (1.3%)	1 (1.3%)	3 (3.8%)

(注) 86校のうち7校では、PTA又は生徒会会計の預金通帳により管理していますので集計から除いてあります。

収入及び支出にかかる伺い簿が作成されていない高校は1校(1.3%)ありましたが、78校(98.7%)では作成されており、決裁回議も行われていました。決算書は、1校(1.3%)で作成されていませんでしたが、78校(98.7%)では作成され、PTA総会や職員会で決算報告が行われており、さらに保護者に文書で通知している高校もありました。会計監査は3校(3.8%)で実施されていませんでしたが、76校(96.2%)では実施されており、会計監事(保護者又は生徒)の監査のほか、校長や教頭、事務長などによる監査等を実施している高校もありました。

(3) PTA会計の状況

会計代表者(預金通帳の名義人)は、校長が82校(95.4%)で最も多く、次いで教頭(2校、2.3%)、事務長(2校、2.3%)の順となっています。預金通帳の届出印は、会計代表者の個人印を85校(98.8%)で、団体職印を1校(1.2%)で使用しており、施錠が可能な機の引出(85校)又は事務室の金庫(1校)に保管されています。預金通帳は、届出印を保管する者以外の者が施錠できる場所において保管しており、届出印とは別々に管理されています。

また、会計の管理に関する状況は下表のとおりです。

区 分	収入・支出帳票		決 算 書		会計監査
	伝 票	決 裁	作 成	報 告	実 施
あ り	86 (100%)	86 (100%)	86 (100%)	86 (100%)	86 (100%)
な し	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)

収入・支出にかかる伺い簿は全校で作成されており決裁回議も行われていました。決算書は全校で作成され、PTA総会で決算報告が行われており、保護者に文書で通知している高校もありました。会計監査は全校で実施されており、会計監事(保護者)の監査のほか、教諭による監査等を実施している高校もありました。

(4) 学年費会計の状況

会計代表者(預金通帳の名義人)は、教諭が75校(89.3%)で最も多く、次いで校長(6校、7.1%)、教頭(3校、3.6%)の順となっています。預金通帳の届出印は、会計代表者の個人印を81校(96.4%)で、団体職印を3校(3.6%)で使用しており、施錠が可能な機の引出(83校)又は事務室の金庫(1校)に保管されています。預金通帳は、届出印を保管する者以外の者が施錠できる場所において保管しており、届出印とは別々に管理されています。

また、会計の管理に関する状況は下表のとおりです。

区 分	収入・支出帳票		決 算 書		会計監査
	伝 票	決 裁	作 成	報 告	実 施
あ り	65 (77.4%)	66 (78.6%)	84 (100%)	82 (97.6%)	77 (91.7%)
な し	19 (22.6%)	18 (21.4%)	0 (0%)	2 (2.4%)	7 (8.3%)

(注) 86校のうち2校では、学年費を徴収していませんので集計から除いてあります。

収入・支出にかかる伺い簿が作成されていない高校は19校(22.6%)ありましたが、このうち3校では決裁回議が行われていました。反面、作成されている65校(77.4%)のうち2校では決裁回議が行われていませんでした。決算書は全校で作成され、82校(97.6%)では学年保護者会又は保護者への通知により決算報告が行われていましたが、2校(2.4%)においては報告が行われていませんでした。会計監査は7校(8.3%)で実施されていませんでしたが、77校(91.7%)では実施されており、会計監事(保護者又は生徒)による監査のほか、教頭や事務長、教諭による監査等を実施している高校もありました。

- (5) 高等学校の学校徴収金等における不適切な取扱事例の状況
不適切な取扱事例の内容と件数

分 類	内 容	件 数
預金通帳と届出印の保管者	預金通帳と届出印の保管者が同一人	1件

5 総括意見

高等学校の学校徴収金等について調査した結果、調査対象の会計においては、おおむね適正に行われているものと認められましたが、預金通帳と届出印の保管が不適切な取扱事例が1件ありました。

今後の事務処理に当たっては、内部統制及びけん制機能を強化するとともに、次の点に留意し、学校徴収金等に係る私費会計の適正な業務執行と不正行為の防止に努めてください。

- (1) 事務処理が不適切な事例は1件でしたが、平成19年度及び20年度と2年連続で高等学校事務職員による私費会計や学校徴収金の横領着服事件が発生しており、不正事案の再発防止のためには徴収、管理及び執行が厳正かつ効率的に行われ、その透明性が確保されなければなりません。事務処理に当たっては、「県立学校における私費会計等の事務処理基準(平成21年1月30日付け20教高第132号・20教特第287号)」を遵守し、学校徴収金を納付している生徒や保護者に対して用途や収支の状況などについて説明責任を果たすためにも適切な情報公開を行ってください。
- (2) 学校徴収金等として徴収したPTA会費等は、県の歳入として取扱わず、原則として徴収した会計の目的(主として教育及びその付随活動へ充当)に沿って使用されますが、準公費的な性格も有しているため、県費の不足分を補うために支出している事例も見受けられました。その線引きが不明確であり、取扱いが現状のように各高校へ一任されている状況は望ましいことではありませんので改善してください。
- (3) 学校徴収金等は県費ではないため、その執行や管理に当たっては県の各種規則等に必ずしも従う必要はなく、各高校でそれぞれ運用されていることから管理方法は統一されていません。また、明文化された規程や内規を設けているとは限らないため、同じ高校内においても担当者により異なるケースも見受けられました。

直接的には県に管理責任や説明責任が生じるわけではありませんが、県の機関である県立高校が責任を負う立場であることに変わりはなく、授業料との取扱いに違いを設けることは学校徴収金を納付している保護者の理解が得られるものではないと思います。また、各高校や同じ高校内において管理方法にばらつきがあることは望ましいことではありませんので、次の項目について一定の管理水準を

達成するために必要な統一的ルールを制定してください。

ア 内部統制及び内部牽制のあり方

イ 収入・支出伝票の決裁区分

ウ 決算報告の方法

エ 会計監査の実施

オ 学校徴収金を受け入れるための預金通帳に係る預金利息の取扱方法

カ 生徒卒業時における学年費や学級費等の預金通帳の処理方法

- (4) 一部の私費会計において繰越金が多額になっている高校が散見されました。学校の記念行事などで使途が明らかに特定されている場合を除き、過去からの繰越金の蓄積による多額の現金預金が明確なルールがないまま各高校で管理されていることは、再び不祥事が発生することも懸念され、そのような事態が生じた場合には県民の信用を著しく損ねることになりかねません。会費徴収の見直し等の検討を早急を実施し、生徒や保護者などに対する情報公開と説明責任を果たす観点から、適切な私費会計の管理に努めてください。